

政令第七十九号

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十月一日とする。

## 理由

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。